

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第12回 インドネシア

2025年12月

インドネシアの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14
QDMTT	17

税制概要



- インドネシア共和国は34の州、1の特別州、1の首都特別州を有している。インドネシアの政治体制は、大統領制、共和制で、大統領を国家元首としており、議会は国会（DPR）と地方代表議会（DPD）がある。
- 言語：インドネシア語
- 通貨：インドネシア・ルピア（IDR）
- 居住法人：定款において国内にドミサイルがあると記載されている法人、本店・中央管理または財務事務所が国内にある法人、管理活動を行う支配事務所が国内にある法人、取締役会が国内で行われる法人、またはマネジメントメンバーがインドネシア居住である法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：国税総局（Direktorat Jenderal Pajak；DJP または Directorate General of Taxes；DGT）

法人税（Corporate Income Tax）

税率（含むキャピタルゲイン）

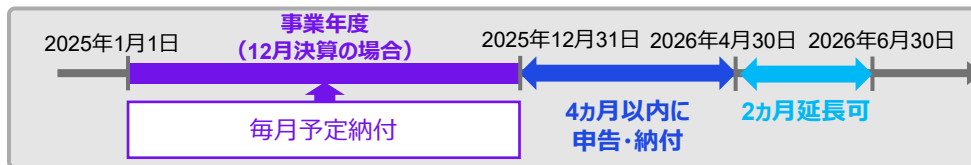
原則22%（年間の総売上が500億IDR以下の場合には、課税所得のうち48億IDRまでの年間総売上に対応する部分の金額は50%減税）。株式の40%以上を公開している上場企業はさらに3%引下げあり。年間総売上IDR 48億以下の企業は、売上高の0.5%課税。

課税年度

暦年（暦年と異なる12か月である会計年度を採用することも可能）

申告納付期限

会計年度末日から4か月以内（確定申告書の提出および納付は2か月の延長可能）



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

印紙税

10,000 IDRの印紙税が課される。

土地建物所有税

土地建物所有税はインドネシア国内にある土地および建物に対して年次で課される地方税である。課税標準は不動産評価額、税率は最大0.5%である。不動産評価額は公正市場価格にて決定される。

土地・建物の取引税

土地・建物の所有権の売却等があった場合、売主に対して取引価格の2.5%の源泉分離課税が課される。取引価格の5%の土地建物所有権取得税が購入者に課される。

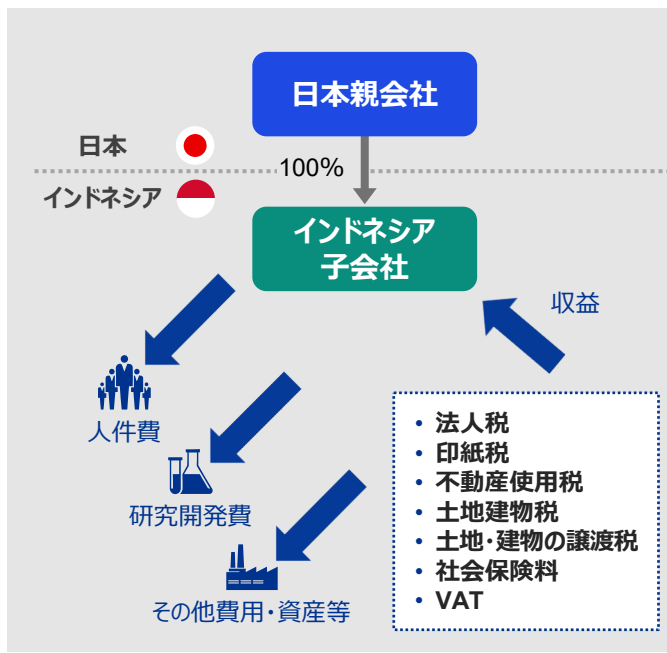
社会保険料（SJSN）

雇用主は、社会保険システム（Sistem Jaminan Social Nasional；SJSN）の下、給与に対して一定の割合で保険料（BPJS健康保険料とBPJS雇用・年金保険料・失業保険料）を納める義務がある。また、健康管理のためインドネシアに6か月以上滞在している外国人を含むすべてのインドネシア市民に加入させている。

付加価値税（VAT）

税率は12%であるが、奢侈品販売税の課税対象となる高級品を除き実質11%の税率が適用される。

事業課税（事業期間中）（1/2）



小規模企業の特例

年間の総売上が48億未満IDRの小規模企業は、売上の0.5%の法人税（最終所得税）が課税され、最長で3年間適用される。この場合損失は将来の利益と相殺できない。この特例は恒久的施設には適用されない。

インドネシア法人税

税率	22%（年間の総売上が500億IDR以下の場合、課税所得のうち48億IDRまでの総売上に対応する部分の金額は50%減税）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出。
欠損金	繰越期限 5年間（特定の事業や特定の地域の場合、最長10年間）
	繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは通常の所得と合算して、同じ法人税率で課税される。キャピタルロスは、キャピタルゲインと通常の所得に区別がないのと同様、通常の損失に含まれて処理される。
中間納付	毎月、前年実績に基づき予定納付する必要がある。なお、申告書の提出は不要である。
法人所得税債務の時効	課税年度の終了時から5年間（犯罪を伴う場合には無制限）
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない。

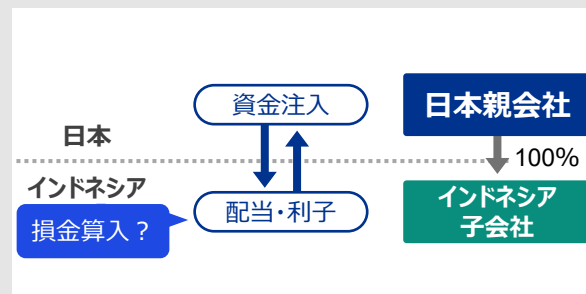
事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法		法人税の計算上注意を要する項目	
会計上の税引前当期利益		一般原則	会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：貸倒引当金 (-) 益金不算入項目 例：インドネシア法人からの配当 (-) 損金算入項目		交際費	詳細（日付、場所、氏名、職位等）を記載したリストを確定申告時に提出することを条件に損金算入可能。
当期課税所得		ロイヤルティ	損金算入可能（恒久的施設からその本店に支払われるものを除く）。
(-) 税務上の繰越欠損金		支払利子	<ul style="list-style-type: none"> 支払利子は基本的に損金に算入できる。しかし、負債資本比率が合理的な限度額を超えている場合、その分の利子については損金不算入とされる（過少資本税制）。2021年税務規定調和法により負債資本比率以外の損金不算入要件が追加される予定であったが詳細は現時点で示されていない。 源泉分離課税の対象となる預金のための借入れに係る支払利子、配当免税となる株式の取得のための借入れに係る支払利子は損金不算入となる。
課税所得		準備金および引当金	<ul style="list-style-type: none"> 発生見込みがあるが、未実現の損失に対する準備金および引当金の損金算入は認められていない。 一定要件を満たす貸倒損失については損金として認められる。
(-) 法人税率		固定資産の償却費	<ul style="list-style-type: none"> 定額法または定率法のいずれかを選択することができる。 建物は定額法により償却することが義務付けられている。 固定資産は4つのグループに分けられ、それぞれ4年、8年、16年、20年の耐用年数に区分される。建物と無形固定資産は会計上20年以上の耐用年数を用いている場合は税務上も20年以上の期間で償却することが可能。
法人税額		受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 内国法人が他の内国法人から受領する受取配当については法人税は課税されない。 外国法人から受領する配当は、原則課税対象となり、外国税額控除の対象となる（一定期間にインドネシア国内に再投資される等の要件を満たす場合は非課税）。
(-) 源泉税額 (-) 中間納付税額		損金不算入の費用	<ul style="list-style-type: none"> 特定の業種を除く準備金・引当金の繰入れ
差引法人税額			

事業課税（資金注入、資金還流時）

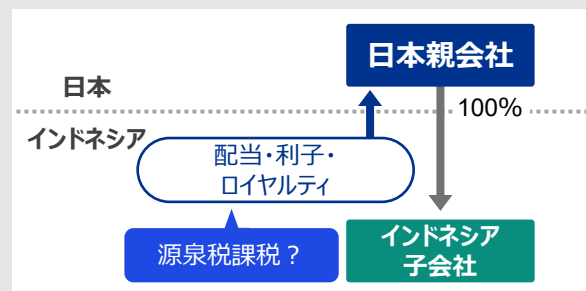
資金注入した場合の留意点

- 負債資本比率が4：1の基準を超える場合、超過借入金に対する利息は、課税所得の計算において損金不算入となる（過少資本税制）。
- 負債資本比率は、銀行、金融機関、保険・再保険事業、インフラ産業および最終所得税の対象となる会社（中小企業）には適用されない。



利益の送金および関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
 - 配当：20%
 - 利子：20%
(非居住者への債券の支払利息10%)
 - ロイヤルティ：20%
- 日本への支払い等については日尼租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - 配当：10%（議決権株式25%以上かつ12か月以上保有の場合）
15%（その他の場合）
(日尼租税条約の制限税率)
 - 利子：10%（日尼租税条約の制限税率)
 - ロイヤルティ：10%
(日尼租税条約の制限税率)
- 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日尼租税条約の適用がある場合には支店利益税率は10%となる。

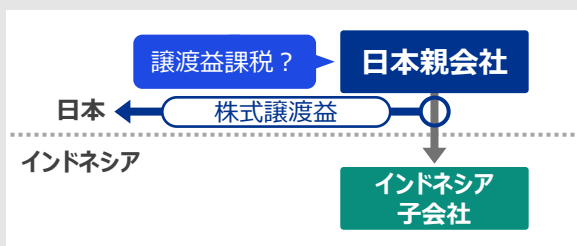


事業課税（撤退時）

撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

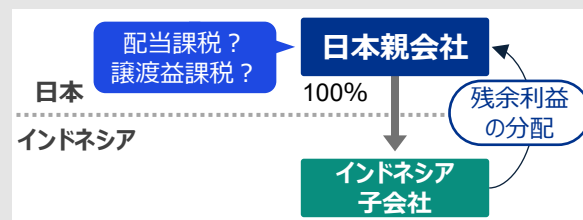
- 未上場のインドネシア子会社の譲渡によるキャピタルゲインは、そのみなし譲渡益（対価の25%）につき、源泉税率20%で課税される（つまり、対価の5%）。
- 日尼租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、インドネシア不動産化体株式（*）の譲渡を除き、一定の手続きを行うことでインドネシアでこの課税は生じない。

（*）MLIに基づき、日本法人の株式譲渡収益に対しては、当該株式の価値の50%超が、その譲渡前365日のいずれかの時点においてインドネシアに所在する不動産によって直接または間接に構成される場合には、インドネシアにおいて課税権がある。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金等の払込資本を除いた部分（留保利益）の分配については、20%の配当源泉税が課される。ただし、配当に係る日尼租税条約の適用関係は前ページ参照。



納税要件・課税範囲

			居住法人	非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得	インドネシア源泉所得	
投資先	居住法人	配当等	支払い側の源泉税、受取側の法人税ともに非課税。	<ul style="list-style-type: none"> 原則20%の源泉税が課される。日尼租税条約により、25%以上の議決権を12ヵ月以上保有する場合10%、それ以外の場合は15%となる。 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日尼租税条約の適用がある場合には支店利益税率は10%となる（インドネシア国内に再投資される場合等には課されない）。 	
		株式等の譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として課税される。	<ul style="list-style-type: none"> 未上場のインドネシア法人株式の譲渡によるキャピタルゲインは、そのみなし譲渡益（対価の25%）につき、源泉税率20%で課税される（つまり、対価の5%）。日尼租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、一定の手続きを行うことでインドネシアでこの課税は生じない。
			譲渡損失	控除可能である。	
	非居住法人	配当等	通常の課税所得として課税される。		
		株式等の譲渡	譲渡利益	原則通常の課税所得として課税されるが、一定期間内にインドネシア国内に再投資される等の要件を満たす場合は非課税。	
			譲渡損失	控除不可能である。	
国外支店の所得の取扱い			通常の課税所得として課税される。		
CFC税制			証券取引所に上場していない外国法人で、インドネシア居住法人株主が単独あるいはグループで50%以上保有している場合に当該外国法人はCFCに該当する。課税対象となる所得（みなし配当所得）は一定の配当・利息・賃貸収入・ロイヤルティ・キャピタルゲインなどである。		

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け払い にかかる源泉税</p>	<p>配当：0% 利子：15% ロイヤルティ：15%</p> <p>不動産賃貸：10% その他賃貸料、専門家・サービス報酬：2%</p>
<p>従業員の雇用 にかかる税務等</p>	<p>社会保険（SJSN） 雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない（料率は2025年度の場合）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金：給与の2%（給与の計算基準は1,054万7千4百IDR／月を限度とする） 労災保険：給与の0.24%～1.74% 死亡保険：給与の0.3% 老齢貯蓄：給与の3.7% 健康保険：給与の4%（給与の計算基準は1,200万IDR／月を限度とする） 失業保険：労災保険と死亡保険から一部充当され、実質的には雇用者の負担はない
<p>付加価値税（VAT）</p>	<p>課税対象 インドネシアで課税事業者によって提供された物品およびサービスならびに物品、無形資産・サービスの輸入。</p> <p>税率 標準税率は12%である。 ただし奢侈品販売税の対象となる高級品を除き、税額計算時に11/12を乗じるため、実質負担は11%となる。 物品および一定のサービスの輸出には0%税率が適用される。</p> <p>課税期間 毎月</p> <p>インボイスの有無 VATのためのインボイスの発行が必要。</p> <p>申告期限および納付期限 毎月申告書の提出および納付が必要。</p>
<p>印紙税</p>	<p>1万IDRの印紙税が課される。</p>
<p>デジタル課税</p>	<p>非居住者のデジタル事業に関するOffshore VAT。 次のいずれかに該当する課税対象取引を行う企業は、VAT Collectorとして当該課税対象取引について実質11%の税率のデジタルVATをインドネシアの顧客から徴収しなければならない。</p> <p>a) インドネシアにおける取引金額：6億IDR／年 あるいは 5千万IDR／月 b) インドネシアにおける利用者数：12,000名／年 あるいは 1,000名／月</p>

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
パイオニア産業 (MoF Regulation No. 130/PMK.010/2020)	一定の条件（指定業種への新規投資、財務大臣認定の取得）を満たすパイオニア産業企業	<ul style="list-style-type: none"> 投下資本に応じて5年から20年の法人税を50%または100%減額される。 法人税の減免期間の終了後、2年間にわたり法人税の25%または50%の減税措置が与えられる。
投資減税 (MoF Regulation No. 96/PMK.010/2020 and Government Regulation 78/2019)	特定の事業分野および地域へ投資する企業（対象分野は産業分類コード（KBLI）に基づき、全国で166産業、特定地域限定で17産業が指定）	<ul style="list-style-type: none"> 投資額の最大30%を限度として課税所得を控除（年5%ずつ、最長6年間） 有形固定資産および無形固定資産の加速度償却（減価償却期間を通常の2分の1に短縮） 恒久的施設（PE）を有しない場合、外国への配当の源泉税率は10%またはそれ以下の租税協定による軽減税率の適用 一定の条件を満たす場合、欠損金の繰越期間を最長10年まで延長
特定地域内に所在する企業 (Decision of the DGT KEP-229/PJ./2001)	生産活動に直接関連する資本財、原材料、その他設備を輸入する特定地域内に所在する企業	<ul style="list-style-type: none"> VATおよび輸入関税の免除 投資額の最大30%までを限度として課税所得を控除（年5%ずつ、最長6年間） 建物等の有形固定資産および無形固定資産の加速度償却 恒久的施設（PE）を有しない場合、外国への配当の源泉税率は10%またはそれ以下の租税協定による軽減税率の適用 欠損金の繰越期間を最長10年まで延長 等
製造業で輸出を行う企業 (MOF Decree 855/KMK.01/1993 of 23 October 1993 and MoF Decrees 43/KMK.01/1996)	製造業で輸出を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> 輸出品の加工のための原材料、部品、その他の輸入品に関して輸入関税、物品税、VAT、奢侈品販売税および所得税法第22条に基づく輸入税の免除対象となる。

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、日本の親会社とは独立した法人格を有するため、インドネシアで訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になり、通常は親会社が直接インドネシアで裁判の当事者となることはない。 税務上も現地法人が独立して課税対象となり、インドネシア税務当局の調査対象は当該法人に限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に投資調整庁（BKPM）への申請など一定の手続きが必要。 税務上、現地法人において生じた欠損金は、日本の親会社の課税所得と通算できない。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 支店で発生した損失は、日本本社の課税所得と通算可能なため、開業当初の損失が出る時期には、節税効果が期待できる。 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、インドネシアの課税所得から控除できる。 <p>※銀行等、一部の業種を除いて支店形態による進出は認められておらず選択できる業種は限定的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、インドネシアの裁判管轄に服し、提訴された場合には本社が被告となる。 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。 <p>※銀行等、一部の業種を除いて支店形態による進出は認められておらず選択できる業種は限定的</p>
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所は、その活動が準備・補助的活動に限定される場合、法人税の課税対象とならない。 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資調整庁（BKPM）の承認が必要。 インドネシアでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。 実際の活動が準備的・補助的活動を超える場合、所得税法第15条に基づくみなし課税が適用されるリスクがある。 実際にインドネシア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、インドネシアで法人税が発生する。
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の範囲が極めて限定的であり、長期的・継続的な事業展開には不向き。 出張者のインドネシアでの活動内容によっては、日本本社がインドネシアにおいてPEを有しているとみなされるリスクがある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

インドネシアのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。



MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、インドネシアについて2020年8月1日に発効。

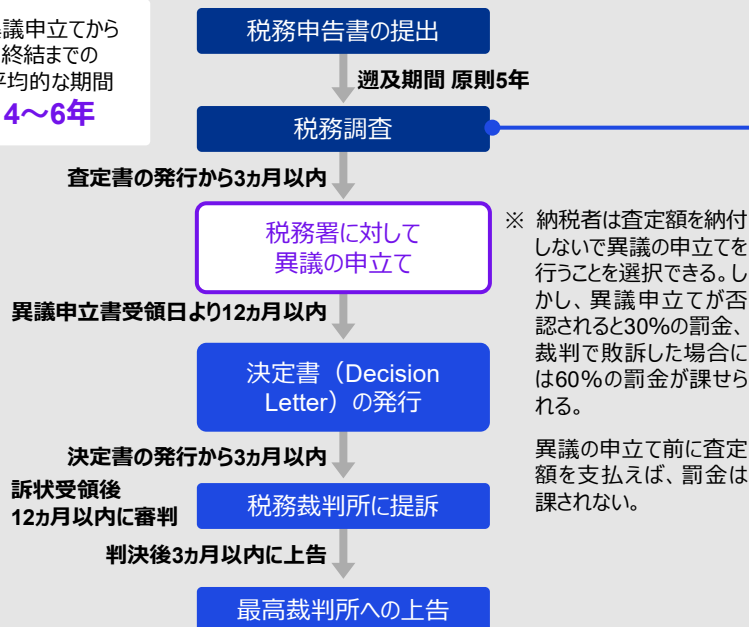
PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的であることが必要）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結までの
平均的な期間
4~6年



当局の執行体制

税務当局の名称：Directorate General of Taxes (DJT)
税務調査官：約45,000人（国税総局は局長（Director General Tax）によって率いられている）

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象となり得るトリガーとして、還付申請、SP2DK*の受領、赤字企業、税務時効直前が多く、また租税回避手段についての第三者による税務当局への通知も税務調査の原因となる（*SP2DKとは税務当局からのデータ・資料に関する説明要求書のこと、その対応結果によって税務調査に発展するケースがある）。
- ② 税務調査の流れは、おおよそ次のとおり。
 - ・調査開始通知の受領ののち、税務署で初回ミーティング（取締役要出席）を経て、調査資料の提出／質疑応答を行う。
 - ・終結前の調査の総括として、当局より暫定的指摘事項の通知および当局とのミーティングがある（規定上は査定書（SKP）発行の1か月前まで）。
 - ・その後、当局より調査指摘事項（SPHP）が発行され5営業日以内の確認と反論を求められる。
 - ・最終検討会議を行い、査定書（SKP）が当局から発行される。
- ③ 時効は5年間である（犯罪を伴う場合は延長される）

紛争解決手続き

- ① 税務署より査定書（SKP）を受領し、発行日より1か月以内に更正額全額を納付する（異議申立てをする場合であっても必要*）。
- ② 査定書発行日より3か月以内に税務署に対して異議申立てを行う。
- ③ 異議申立書の受領日より12か月以内に税務署は決定書（Decision Letter）を発行する。
- ④ 異議申立てにつき税務署が否認した場合、3か月以内に税務裁判所に提訴することができる。
- ⑤ 裁判所は訴状を受領後、12か月以内に審判を行う。
- ⑥ 納税者または税務当局は、判決後3か月以内に最高裁判所への上告を行うことができる。

ホットピック（税務調査の論点も含む）（1/3）

01

移転価格の税務調査

論点：インドネシアでは法人税申告が還付ポジションとなった場合に、税務当局による税務調査が行われる。法人税の税務調査では移転価格に関する問題が主要な焦点となるケースが多く、場合によっては極めて強引な論理で追徴課税を課されるリスクがある。

対応策：税務調査時に移転価格文書の提出を求められることを想定し、法令に準拠した十分に整備された移転価格文書をあらかじめ準備しておくことが重要である。近年では、当局から「移転価格文書をいつ作成したか」を確認されるケースが増加している。規定どおり課税年度末から4ヵ月以内に作成を完了できるように、また、税務当局から提出を求められた場合には、通知を受けてから1ヵ月以内に提出する義務があるため、早期の準備が望ましい。

02

税務調査の実態

論点：インドネシアでは、税務当局に税収目標が設定されており、その達成を目的として、十分な根拠に基づかない強引な課税が行われる事例も散見される。このような状況に対し、日系企業を含む納税者が時間とコストをかけて税務裁判まで争い、結果として納税者側が勝訴するケースも近年増加している。

対応策：税務調査のトリガーとなる還付ポジションをできる限り回避できるよう、日常的にタックスプランニングへ配慮することが重要である。また、税務調査時に税務当局の指摘に対して適切に反論できるよう、平時から根拠資料を整理・保管し、税務リスクを計画的にマネジメントする体制を整えておくことが望ましい。

03

ロイヤルティの否認

論点：税務調査においては、ロイヤルティ取引に関し、その実在性やロイヤルティ率の妥当性について指摘を受ける事例が多く見られる。特に、支払先の貢献内容や無形資産の実在性が明確でない場合には、課税当局から費用の否認を受けるリスクが高い。

対応策：ロイヤルティ率を設定する際には、専門家の助言を得ながら、第三者間の取引水準を踏まえた適正な料率分析を行うことが重要である。また、移転価格文書のなかで、ロイヤルティの対象となる無形資産の実在性、当該無形資産がグループ全体に果たす経済的機能、採用したロイヤルティ率の合理性を明確に記載し、税務調査時に反論根拠として機能するよう十分に作り込まれた移転価格文書を整備しておくことが望ましい。

04

駐在員事務所の活動内容

論点：近年、インドネシア税務当局は駐在員事務所の活動実態について調査を強化しており、特に「準備的または補助的活動」の範囲を超える事業活動の有無を重点的に確認している。一部の事例では、10名以上の従業員を雇用し、インドネシアの顧客に対して価格設定や契約条件の決定など、実質的な営業活動を行っている指摘されている。

対応策：駐在員事務所の活動内容が、日尼租税条約第5条（恒久的施設）に規定される「準備的または補助的活動」の範囲から逸脱していないかを定期的に確認することが重要である。

ホットピック（税務調査の論点も含む）（2/3）

05

持株会社の実体

論点：インドネシア税務当局は、最終的な親会社とは異なる国・地域に設立された持株会社が、インドネシアから得る所得に対して実質的な受益権を有しているかどうかを確認する調査を行うケースがある。この調査は、たとえ租税条約の適用要件（例：Form DGTの適正提出）を形式的に満たしている場合であっても実施されることがある。

対応策：投資ストラクチャーを検討する際には、間接投資スキームを含め、持株会社の設立目的や実体を十分に検討することが重要である。また、実体要件を裏付けるために、取締役会議事録、オフィス所在地、役員の居住地、銀行口座、意思決定プロセスなどの実態を明確にしておくことが望ましい。

07

2次調整

論点：税務調査において、関連当事者間取引に係る移転価格の妥当性が否認され、課税所得が増額更正される場合、調整前後の利益差額が「みなし配当」として取り扱われ、源泉税が課される事例が増加している。その「みなし配当課税」を、移転価格調整「1次調整」に対して「2次調整」という。

対応策：税務調査時に移転価格の指摘に対して適切な反論を行い、課税所得の調整を回避できれば、2次調整（みなし配当課税）も自動的に生じない。したがって、まずは1次調整（移転価格調整）に対して、経済的合理性や取引実態に基づく説明をしっかりと行うことができるよう裏付け資料やデータを整理し、説得力のある移転価格文書を準備することが重要である。

06

自動的情報交換制度の影響

論点：インドネシアの個人所得税申告では、所得に加えて保有する資産・負債の情報を開示する義務がある。税務当局は、自動的情報交換制度（AEOI）を通じて国外金融資産情報を取得しており、近年、外国人駐在員の国外資産や国外所得の未申告を指摘する事例が増加している。未申告資産については、起因が説明できない場合に未申告所得として課税されるリスクがある。

対応策：個人所得税申告においては、全世界の資産・負債を適切に開示し、それらから派生する所得（利子、配当、譲渡益等）を含めた全世界所得ベースで申告することが望ましい。また、国外口座や投資残高の情報はAEOIを通じて税務当局が入手可能であるため、開示漏れのないよう定期的に確認することが重要である。

08

SP2DKへの対応

論点：税務当局は、申告内容や関連データの確認を目的として、納税者に対してSP2DK（データ・資料に関する説明要求書）を発行し、内容説明や資料提出を求めるケースが増加している。税務調査ではないが、SP2DKへの対応結果により、税務調査が実施される場合がある。

対応策：SP2DKを受領した段階から、税務調査と同等の慎重さで対応することが重要。内容を正確に把握し、関連資料を整備したうえで書面回答を提出し、必要に応じて税務当局との面談で説明を行う。回答期限は税務当局との協議により延長が認められる場合もあるため、照会内容や提出資料を十分に検討のうえ、慎重に対応することが望ましい。

ホットピック（税務調査の論点も含む）（3/3）

09

コアタックスシステムの導入

論点：2025年度から、納税者登録、申告、納税、監査、徴収を含むすべての税務プロセスを統合・デジタル化して効率化する統合サービス管理システムである、コアタックスシステムが導入された。これにより、法人税・VAT・源泉税などの申告内容が容易に確認され、申告漏れや内容の不一致が検出されるようになった。また電子証明書の取得・更新・管理が必要となり、対応漏れがある場合は、申告や納税の遅延が生じるリスクがある。

対応策：コアタックスシステム導入で強化された税務当局側の管理能力に対応するため、法人税・VAT・源泉税に関する事前照合の徹底や、申告・納付期限の管理、電子証明書の管理などの、電子化対応を含めた、社内の税務コンプライアンス管理の強化が必要である。

10

SPHP回答期限の短縮と暫定的指摘事項

論点：PMK-15/2025の施行により、税務調査時に税務当局が発行するSPHP（税務調査結果通知）への回答期限が従来の7営業日（3日間延長可能）から5営業日に短縮され、SPHP発行後の反論準備期間が短くなった。一方で、SPHP発行前に税務当局が「暫定的指摘事項（Preliminary Findings）」を通知し、納税者が説明・意見を述べる機会が設けられた。このため、SPHP発行前の段階で論点を整理し、反論を準備しておくことの重要性が一層高まっている。

対応策：暫定的指摘事項の通知を受けた時点で、主要論点および根拠資料を迅速に整理し、反論方針を検討する。SPHP発行前に税務当局へ適切な説明を行い、指摘事項を可能な限り減らすことが重要である。

QDMTT

01

登録手続き

論点：インドネシアではPMK-136/2024により、QDMTT（DMTT：国内ミニマム課税）が2025年1月1日から導入。現時点で登録手続きや様式の具体的な規定はなく、今後、税務当局から実務ガイダンスが発行される見込みである。

・**対象：**連結売上高が7億5千万EUR以上の多国籍企業グループ（MNEグループ）の構成事業体（CE（インドネシア居住法人および恒久的施設を含む））。

・**適用範囲：**実効税率（ETR）が15%未満のCEすべてにQDMTTが適用される。

02

申告および納税手続き

論点：QDMTT年次申告は、GloBEルールに基づき算定されたトップアップ税の計算結果を届出・報告するものである。

・**申告書類：**DMTT年次申告書

・**申告期限：**会計年度末から16か月以内。導入初年度については、UU KUP（国税通則法）の手続による税務当局の承認を条件に最長2か月延長可。

例）12月決算のCEの場合、2025年度分の通常期限は2027年4月30日、延長の承認があれば2027年6月30日。

・**納付期限：**該当する会計年度の翌年度内。

例）12月決算のCEの場合、2025年度分は2026年12月31日が納付期限。

・**納付方法：**IDR建てで、国庫指定銀行またはDGT電子納付等の現行の法人税納付手続に準拠した方法で納付。

03

OECDモデルルール・コメンタリーとQDMTTの差異

論点：主に以下の3点でOECDモデルルールと相違している。なお、PMK-136に定めがない場合は、OECDモデルルールおよびコメンタリーに従うものとされている。

・PMK-136では、OECDモデルに比べてGloBE損失選択（Loss Election）の適用条件をより厳格に限定している。企業がGloBE計算上の損失を翌年度以降に繰り越して控除することを選択できるのは、法人税が課されていない場合、法人税率が15%未満の場合、または繰延税金会計を適用していない場合に限られている。

・PMK-136では、親会社や第三者からの税額配賦を一定の場合にQDMTTの計算から除外している。

・PMK-136では、少数持分のCE、投資事業帯、国内ジョイントベンチャー等については、他のグループ事業体と合算せず、個別にQDMTTの計算に用いる実効税率（ETR）を計算することを義務付けている。

インドネシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	19
ローカルファイル／マスターファイルの概要	20
国別報告書の概要	21
インドネシアにおける移転価格調査に係るトピック	22
インドネシア移転価格に係るホットトピック	24

移転価格税制の概要

<p>1. 移転価格税制導入時期</p>	<p>2008年改正所得税法に基づき導入。関連者間取引において独立企業間原則の適用を示す移転価格ルールは以下のとおりである（規則の階層において、PMK-172はPER-32より上位の位置付け）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PER 32：2011年11月11日 ・PMK-172：2023年12月29日（当該2023年財務省令172号は、移転価格文書化の形式的な要件・新規定、MAPとAPAのガイダンスを含む、2024年度から適用が開始される包括的な新規定） 	
<p>2. 関連者の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の納税者の資本を直接または間接的に25%以上保有する納税者、25%以上の資本関係を同一法人により保有される納税者、または、相互に所有関係にある納税者 ② 他の納税者を直接または間接的に支配する納税者、または、他の納税者を直接または間接的に同一支配下におく納税者 ③ 血縁または婚姻関係を通じて一親等以内の近親者とみなされるもの（インドネシア所得税法18-4） 	
<p>3. 移転価格調査の時期</p>	<p>5年</p>	
<p>4. 独立企業間価格の算定方法</p>	<p>OECD移転価格ガイドラインに準拠した以下の移転価格算定方法が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①CUP法（独立価格比準法）、②RP法（再販売価格基準法）、③CP法（原価基準法）、④PS法（利益分割法）、⑤TNMM（取引単位営業利益法） 	
<p>5. 事前確認（以下、「APA」／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性</p>	<p>日本との租税条約の有無 あり</p>	<p>実務上の適用可能性 あり</p> <p>日本-インドネシア間のMAPは通常年2回程度実施される（難航する事案が多い）。</p>

ローカルファイル / マスターファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>前年度において、以下のいずれか1つの要件を満たすインドネシア法人（インドネシア国内の関連者間取引もLFに含める必要があり、またDJPによる移転価格調整の対象となる場合がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 売上高が500億IDR超 • 有形資産取引における関連者間取引額が200億IDR超 • 無形資産取引、役務提供取引、金融取引における利子、およびその他の取引における関連者間取引金額が50億IDR超 • インドネシアにおける法人税率を下回る所得税率国や地域に所在する関連者との取引に従事
2. 作成期限	会計年度末から4ヵ月以内
3. 提出期限	DJPより提出の要請があった場合
4. 作成言語	インドネシア語
5. 罰則	DJPからの提出要請後、MFやLFを期限内（1ヵ月以内）に提出しない場合、MFやLFの内容が考慮されず関連者間取引の評価が行われ、財務省が発行する変動金利に基づき、最大24ヵ月分の未納金に対する利子ペナルティが課される可能性がある。なお、MFとLFのどちらかが未提出の場合や遅延した場合は、罰則が適用される。
マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	LFと同様
2. 作成 / 提出期限	LFと同様

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>前会計年度の連結売上高が11兆IDR以上の多国籍企業グループの最終親会社等。</p> <p>ただし、他国に所在する最終親会社が当該国や管轄地域においてCbCRを提出し、自動的情報交換に基づき、DJPがそのCbCRを入手可能であれば、インドネシアでのCbCRの提出は免除される（PMK-172/2023 Article 16 (4)）。</p> <p>なお、日本とインドネシアの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在インドネシア日系企業の提出は不要。</p>
2. 作成期限／提出期限	会計年度末から12ヵ月以内（PMK 172/2023 Article 18(3)）
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none">• 1百万 IDRの罰金• 移転価格調整後の追加納税額に対して最大200%の罰金、過失が証明された場合は最長12ヵ月の禁固刑（国税総則法Article 7, paragraph(1)）
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	会計年度末から12ヵ月以内に通知（PMK-172/2023 Article 18(3)）

インドネシアにおける移転価格調査に係るトピック (1/2)

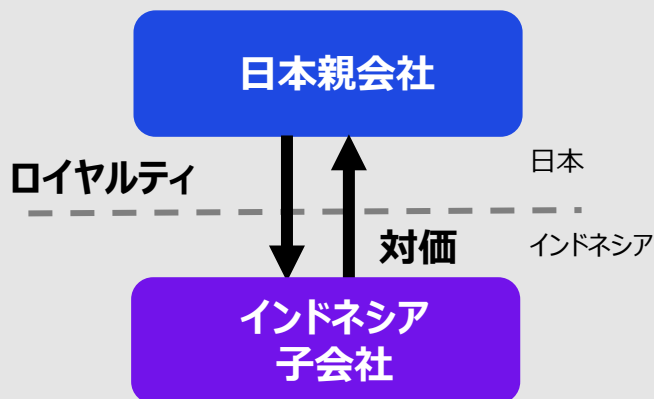
移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

税務調査のトリガー	DJPは税務調査に積極的である。法人税申告において、還付申請を行うと税務調査の契機となりやすい。なお、インドネシア法人閉鎖手続きのTAX IDを取り消す際には税務調査が必須となる（未納税や未申告の義務を残していないことを確認するため）。
事前調査	DJPでは、税務調査を実施する部門とは別に、税務申告のコンプライアンス状況をモニタリングする部門が実施する事前調査が存在する。 税務調査と同様、DJPが独自の判断で法人税の損金を否認する等、納付不足を指摘する書面を発行し、納税者はそれに対して反論するための説明や追加の資料の提出を行う。 反論が認められない場合、DJPは納税者に適切な税務申告・納税を促し、納税者が拒否する場合には正式に税務調査が実施される。
狙われやすい業界	製品を輸入する製造販売会社は、輸入所得税を支払うため、還付申請の際、強制的な税務調査が行われる可能性が高い。
狙われやすい取引	法人所得税申告書（CIT return）の添付書類3-Aに記載される関連者間取引が着目されやすい。棚卸資産取引はもちろんのこと、無形資産取引、グループ内役務提供取引、グループ内金融取引等特殊な取引の実態について問われやすい。

インドネシアにおける移転価格調査に係るトピック (2/2)

ロイヤルティ料の対価について損金否認が想定されるケース

事例



課税内容

- 日本親会社はインドネシア子会社に対してIPライセンスを提供している。
- ロイヤルティ料率は第三者および関連者の両方（50対50）の売上比に基づき算出されている。
- 子会社はIPライセンスに対して対価を支払っている。
- 当該サービスについて、DJPより、ロイヤルティ支払いの「実態や経済便益がない」との指摘を受け、対価の損金算入が否認された。

企業の留意点

- 親会社による実際のライセンスを証明する書類、具体的には、知的財産（IP）に関する裏付け資料として、本社により日本およびインドネシアでIP登録されていることを証明する書類など準備しておく必要がある。
- 本社が受け取るロイヤルティ収入の妥当性を示すため、DEMPE*1分析の準備が必要となる。
- 前述のとおり、無形資産取引、グループ内役務提供取引、グループ内金融取引等特殊な取引についてはDJPから実態が問われやすいため、取引の証明書類や、移転価格算定方法、費用配賦方法等を含む包括的な裏付け資料の準備が推奨される。

*1 Development（開発）、Enhancement（価値向上）、Maintenance（維持管理）、Protection（保護）、Exploitation（活用）の頭文字をとったもの。

インドネシア移転価格に係るホットトピック

その他

項目	説明
<p>移転価格文書作成関連のよくある手続き上のミス等（例：期限間違い、現地特有の記載事項のミス等）</p>	<ul style="list-style-type: none">OECD移転価格ガイドラインの法令の一部は、インドネシアでは遵守されないことがある。例えば、低付加価値役務提供取引に係る簡素化されたアプローチは、インドネシアでは適用されない。そのため、移転価格文書の作成者は、裏付けとなるデータや書類について、その点を考慮する必要がある。インドネシア特有のベンチマーク分析の習慣が存在し、それに従う必要がある。したがって、インドネシア以外で実施されたベンチマーク分析はDJP向けに調整する必要がある。
<p>税務当局のAPAおよびMAPに対する姿勢（積極的、消極的、ユニラテラルAPAを推奨する等）</p>	<p>DJPはユニラテラルAPAよりもバイラテラルAPAを好む。 なお、インドネシアにおけるバイラテラルおよびユニラテラルAPA、MAPはいずれも未解決案件が多く、申請件数が解決件数を上回っている。</p>
<p>税務当局からの要請がない限りLFの提出が不要の場合、税務当局からLFの提出を実際に求められる可能性（例：頻繁、増加傾向、まれ等）</p>	<p>最近では、調査においてLFの提出が求められるケースが増えており、法人所得税申告書（CIT return）提出の2ヵ月後にLFが求められたケースがある。</p>

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.